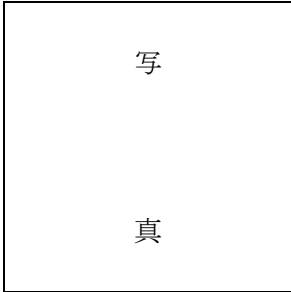


(一)



船 員 勞 務 官 証 明 書

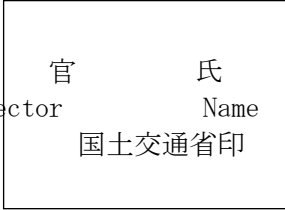
Identification Card of Mariners' Labor Inspector

第 号 年 月 日交付

No. Issued on :

船 員 勞 務 官 氏 名

Mariners' Labor Inspector Name



国 土 交 通 省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan

(二)

船員法(抄)

第107条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

前2項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第108条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第108条の2 船員労務官は、第101条第2項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第133条 (略)

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反をした者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第107条第1項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。